

## 【フランス】内閣不信任動議の可決と 2025 年度予算に関する特別法

海外立法情報課 奈良 詩織

\* 2024 年 12 月 4 日、フランス下院でバルニエ首相に対する不信任動議が可決され、同日中に内閣は総辞職した。その後、2025 年度予算に関する特別法が可決された。

### 1 憲法第 49 条第 3 項に規定する採択手続の行使と不信任動議の可決

フランスでは、2024 年 6 月 30 日及び 7 月 7 日の下院議員選挙<sup>1</sup>の結果、下院は、過半数の議席を有する政党が存在しない状態となったため、2025 年度予算関連の審議が難航していた。そこで、同年 12 月 2 日、バルニエ (Michel Barnier) 首相 (当時) は、2025 年度社会保障財政法律案<sup>2</sup>を下院再審議<sup>3</sup>で可決させるために、フランス第五共和制憲法<sup>4</sup> (1958 年制定。以下「憲法」) 第 49 条第 3 項に基づく採択手続の行使を表明した<sup>5</sup>。この手続は、予算法律案、社会保障財政法律案又はその他の法律案 (会期ごとに一つまで) の下院審議において、法律案の表決を採る代わりに政府の信任を問うものである。首相がこの手続を行使することを決定した場合、法律案の審議は直ちに中断され、続く 24 時間以内に提出された不信任動議が下院定数 (577 名) の過半数により可決されると、法律案についての表決を経ずとも当該法律案が否決されたものとみなされる。バルニエ首相によるこの手続の行使の表明後、「不服従のフランス (Les France insoumise: LFI)」所属の議員を始めとする 181 名<sup>6</sup>及び「国民連合 (Rassemblement national)」所属の議員を始めとする 138 名<sup>7</sup>がそれぞれ不信任動議を提出した。同月 4 日、これらのうち LFI 議員らによる不信任動議が賛成 331 票で可決され<sup>8</sup>、これにより 2025 年度社会保障財政法律案は否決されたものとみなされた。憲法第 50 条に従い、同日中に、バルニエ首相はマクロン (Emmanuel Macron) 大統領に辞表を提出し、憲法第 8 条に従い、マクロン大統領はバルニエ首相を罷免した。これに伴い、2025 年度社会保障財政法律案と並行して審議されていた 2025 年度予算法律案の審議も中断されることとなった。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 1 月 14 日である。

<sup>1</sup> 同選挙の結果については、奈良詩織「【フランス】2024 年国民議會議員選挙の実施」『外国の立法』No.301-1, 2024.10, pp.8-9. <<https://doi.org/10.11501/13759541>> 参照。

<sup>2</sup> Projet de loi de financement de la sécurité sociale pour 2025. <[https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/17/textes/l17b0325\\_projet-loi.pdf](https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/17/textes/l17b0325_projet-loi.pdf)> なお、フランスの会計年度は暦年であり、国家予算は、予算法律及び社会保障財政法律の形で定められる。

<sup>3</sup> 下院再審議とは、両院協議会で作成された条文の成案を審議するものである。2025 年度社会保障財政法律案は、2024 年 10 月 10 日に下院に提出されたが、提出から 20 日以内に下院第一読会の審議が完了しなかったため、法律案は提出時の条文のまま上院に送付され (フランス第五共和制憲法 (1958 年制定) 第 47-1 条)、同年 11 月 26 日、上院第一読会において修正の上、可決された。翌 27 日、両院協議会が開催され、条文の成案が作成された。

<sup>4</sup> Constitution du 4 octobre 1958. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000571356>> 以下、各規定の翻訳及び内容は、初宿正典・辻村みよ子『新解説世界憲法集 第 5 版』2020, 三省堂, p.224 以下を参照した。

<sup>5</sup> Mariama Darame, “La chute annoncée de Michel Barnier,” *Le Monde*, 2024.12.4, p.10.

<sup>6</sup> LFI 所属の議員とともに不信任動議を提出したのは、2024 年の下院議員選挙において同党とともに「左派連合 (Union de la Gauche)」として共闘した 4 政党の議員である。

<sup>7</sup> 「国民連合」所属の議員とともに不信任動議を提出したのは、「共和国右派連合 (Union des Droites pour la République)」の議員であり、これらの政党は、極右に位置付けられる。

<sup>8</sup> バルニエ首相の在任期間は 90 日間であり、第五共和制において最も短命な内閣となった。なお、不信任動議が可決されたのは第五共和制下で 2 回目であり、1962 年のポンピドゥー (Georges Pompidou) 首相の時以来である。Mariama Darame, “A l’Assemblée, récit d’un échec annoncé,” *Le Monde*, 2024.12.6, p.2.

同月 13 日、後任の首相に、「民主運動 (Mouvement Démocrate: MoDem)」<sup>9</sup>の党首であるバイルー (François Bayrou) 氏が任命された<sup>10</sup>。

## 2 2025 年度予算についての特別法律

### (1) 前年度中に予算法律が制定されない場合の対応に関する措置

憲法第 47 条第 4 項は、「一会計年度の歳入及び歳出を定める予算法律が、その会計年度の開始前に審議されるのに適した時期に提出されなかった場合、政府は、国会に対して、租税徴収の許可を緊急に請求」することを定める。さらに、予算法律に関する 2001 年 8 月 1 日の組織法律第 2001-692 号<sup>11</sup>第 45 条は、①予算執行開始の前年の 12 月 11 日までに、下院に対して、予算法律案の第 1 部 (租税徴収等に関する部分) のみについて、法律案の他の部分から切り離して議決を行い、この第 1 部の部分のみについて緊急手続により上院に送付することを求める、②予算執行開始の前年の 12 月 19 日までに、新年度の予算が成立するまでの間、現行制度による租税徴収を認める特別法律案を下院に提出し、緊急手続による議決を求める、のいずれかにより、翌年度の予算法律が可決されるまでの間の暫定予算法律を定めることを定める<sup>12</sup>。2025 年度の予算法律が施行されるまでの間の租税徴収については、②の手続が採られることとなった。

### (2) 2025 年度予算についての特別法律の制定

2024 年 12 月 11 日、関連の特別法律案が下院に提出され、上下両院の審議を経て、同月 20 日、全 4 か条から成る「予算法律に関する 2001 年 8 月 1 日の組織法律第 45 条に規定する 2024 年 12 月 20 日の特別法律第 2024-1188 号」<sup>13</sup>が成立した。同法の施行期間は、2025 年 1 月 1 日から 2025 年度の予算法律が施行されるまでの間である。

第 1 条は、国、地方公共団体及び公施設法人がそれぞれの任務の継続性を確保することができるように、既存の税を徴収し、また財源を受領することを許可する規定である。第 2 条は、地方公共団体の財源を確保するために、2024 年度予算における金額と同額 (約 450 億ユーロ<sup>14</sup>) を措置する規定である。第 3 条は、財務担当大臣<sup>15</sup>に対して、財政負担を賄い、又は外貨準備を増強するための国債発行並びに国債及び国庫の管理を行うことを許可する規定である。第 4 条は、社会保障機関中央機構 (Agence centrale des organismes de sécurité sociale) を含む 4 つの社会保障機関の財源に関する規定である。

<sup>9</sup> MoDem は、2024 年の下院議員選挙において、マクロン大統領が率いる「再生 (Renaissance)」と共闘した。

<sup>10</sup> “Le Président de la République a nommé M. François Bayrou Premier ministre, et l’a chargé de former un Gouvernement,” 2024.12.13. Elysée website <<https://www.elysee.fr/emmanuel-macron/2024/12/13/le-president-de-la-republique-a-nomme-m-francois-bayrou-premier-ministre-et-la-charge-de-former-un-gouvernement>>

<sup>11</sup> Loi organique n° 2001-692 du 1er août 2001 relative aux lois de finances. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000394028>>

<sup>12</sup> 第 45 条を含む同法律の内容については、松浦茂「イギリス及びフランスの予算・決算制度」『レファレンス』No.688, 2008.5, pp.119-126. <<https://doi.org/10.11501/999664>> 参照。

<sup>13</sup> Loi n° 2024-1188 du 20 décembre 2024 spéciale prévue par l’article 45 de la loi organique du 1er août 2001 relative aux lois de finances. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000050805059>> 本法律の制定の背景等は、Antoine Armand et Laurent Saint-martin, *Projet de loi spéciale prévue par l’article 45 de la loi organique du 1er août 2001 relative aux lois de finances*, N° 711, 2024.12.11. <[https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/17/textes/117b0711\\_projet-loi.pdf](https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/17/textes/117b0711_projet-loi.pdf)>; Charles de Courson, *Assemblée Nationale Rapport*, N° 719, 2024.12.12. <[https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/17/rapports/cion\\_fin/117b0719\\_rapport-fond.pdf](https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/17/rapports/cion_fin/117b0719_rapport-fond.pdf)> 及び下院審議の際に提出された修正案を参照した。

<sup>14</sup> 1 ユーロは、約 163 円 (令和 7 年 1 月分報告省令レート)。

<sup>15</sup> フランスでは、内閣の交代に合わせて中央省庁の再編が行われることから、法令において「財務担当大臣」や「農業担当大臣」のように規定されることがある。なお、2024 年 12 月 23 日に発表された新内閣において、財務担当はロンバルド (Eric Lombard) 経済・財務・産業及びデジタル主権大臣である。「フランソワ・バイルー内閣閣僚名簿」在日フランス大使館ウェブサイト <<https://jp.ambafrance.org/composition-du-gouvernement-de-francois-bayrou>>